

# 栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定支援業務

### (2) 業務内容

新県立美術館、新県立図書館及び新県立文書館について、「文化と知」の拠点としてふさわしい基本理念や基本方針を示すとともに、整備方針について整理する「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想」（以下「構想」という。）の策定を行うため、以下の業務を実施する。

ア 構想の策定支援

イ 構想策定検討委員会等の運営支援

ウ 県民意向調査の実施

詳細は、別紙1「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6（2024）年12月13日（金）まで

### (4) 委託契約金額の上限

40,689,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) その他

「文化と知」の創造拠点整備に係る現在の栃木県としての考え方については、資料1「『文化と知』の創造拠点整備に係る県の考え方について」による。

## 2 参加表明書の提出者に要求される資格

単独の法人又は複数の法人による共同企業体であること。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員を1者選定すること。

単独の法人の場合は、公告日現在において、次の(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす者であること。また、共同企業体の全ての構成員は、次の(2)～(8)及び(10)に掲げる要件を全て満たすとともに、代表構成員は、(1)及び(9)の要件を満たす者であること。

(1) 過去15年間（平成20（2008）年4月1日以降に成果物引渡しを完了）に元請けとして受託（共同企業体の構成員としての受注を含む。）した同種の施設（美術館又は図書館）の整備事業（新築又は改築）に係る構想、計画の策定若しくは基本設計の業務（以下「同種業務」という。）又は類似の施設（博物館、資料館又はその他展示・収蔵機能を有する施設）の整備事業（新築又は改築）に係る構想、計画の策定若しくは基本設計の業務（以下「類似業務」という。）の実績があること。ただし、都道府県が発注した延べ面積5,000㎡以上の同種業務については、協力事業者として再委託を受けて実施した業務も対象とすることができる。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。

なお、入札参加資格を有していない者が入札参加を希望する場合は、令和5（2023）年5月

8日(月)までに入札参加資格の取得手続を行うこと。ただし、契約締結時までに入札参加資格を取得することができなかった場合は、参加表明書は無効とする。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (4) 令和5(2023)年4月12日(水)から同年5月31日(水)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (7) 複数の共同企業体の構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人としての重複参加をしていないこと。
- (8) 本業務の配置予定者として、業務担当者1名以上を配置すること。  
なお、業務担当者を複数名配置する場合は、代表担当者1名を選定すること。
- (9) 本業務の配置予定者として、業務責任者1名を配置すること。
- (10) 業務責任者又は業務担当者(複数名配置する場合は代表担当者)のいずれかについては、同種業務又は類似業務についての実績を有する者とする。  
なお、業務責任者及び業務担当者は、兼務することはできないものとする。

### 3 書類の提出先及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館9階)

栃木県総合政策部総合政策課政策企画・地方創生担当 担当:佐藤、和田

電話:028-623-2206

E-mail:sogo-seisaku@pref.tochigi.lg.jp

### 4 プロポーザル実施に係る主な日程

別表1のとおり

### 5 質疑及び回答

プロポーザルへの参加に当たり質問事項がある場合は、様式1「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想策定支援業務委託に関する質問書」により行うものとし、提出及び回答方法等については次の(1)~(4)による。

#### (1) 質問受付期間

令和5(2023)年4月12日(水)から同月19日(水)午後5時まで (必着)

(2) 提出先

3のとおり

(3) 提出方法

電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

(4) 回答方法

回答は、質問者に対して令和5(2023)年4月21日(金)までに電子メールにより行うとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問回答集としてまとめ、県ホームページで公表する。

## 6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 作成方法

別紙2「参加表明書作成要領」による

(2) 提出期限

令和5(2023)年5月8日(月)午後5時 (必着)

(3) 提出場所

3のとおり

(4) 提出方法

電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

## 7 業務提案書の提出者の選定

(1) 評価方法

参加表明書の提出者の中から、7(2)の評価項目等に基づき、栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定支援業務に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)が評価を行う。

(2) 評価項目等

別表2のとおり

(3) 選定方法

ア 7(1)の評価の結果、合計点が高い順に上位5者を業務提案書の提出者として選定する。ただし、選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し5者を超える場合は、この限りでない。

イ 参加表明書の提出者が5者に満たない場合、2を満たす全ての者を業務提案書の提出者として選定する。

(4) 業務提案書の提出者として選定された者に関する事項

業務提案書の提出者として選定された者(以下「選定者」という。)には、選定通知書により通知し、業務提案書の提出を求める。

(5) 業務提案書の提出者として選定されなかった者に関する事項

ア 業務提案書の提出者として選定されなかった者(以下「非選定者」という。)には、非選定通知書により通知する。

イ 非選定者は、非選定理由の説明を求めることができる。非選定理由の説明を求める場合

は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面（様式任意）により3の提出先に電子メールで提出すること。

ウ 非選定理由に関する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

## 8 業務提案書の作成及び提出方法

### (1) 基本事項

プロポーザル方式は、業務における具体的な実施手法の提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成、提出等を求めるものではない。具体的な業務は、契約後に、業務提案書に記載された実施手法を反映しながら、発注者が提示する資料等に基づき、協議の上、開始するものとする。

### (2) 作成方法

別紙3「業務提案書作成要領」による

### (3) 提出期限

令和5(2023)年5月31日(水)午後5時 (必着)

### (4) 提出場所

3のとおり

### (5) 提出方法

電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

## 9 業務提案書の特定

### (1) 評価方法

選定者から提出された業務提案書の中から、9(2)の評価項目等に基づき、評価委員会が評価を行う。

### (2) 評価項目等

別表3のとおりとする。

なお、業務提案書の特定に当たり、選定者にヒアリングを実施することとし、その詳細については、選定者宛てに別途通知する。

### (3) 特定方法

ア 9(1)の評価の結果、合計点が最も高い1者の業務提案書について、本業務の実施に最適なものとして特定する。

イ 9(3)アにおいて、同評価の者が複数存在する場合、そのうち、評価点がより高い評価委員が最も多い1者の業務提案書を特定する。

ウ 9(3)イにおいて、評価点がより高い評価委員が最も多い者が同数存在する場合は、そのうち、評価委員長の評価点が高い1者の業務提案書を特定する。

エ 選定者が1者のときは、9(3)アの規定に関わらず、合計点が満点に対し6割に満たない場合、業務提案書を特定しない。

### (4) 業務提案書が特定された者に関する事項

業務提案書が特定された者（以下「特定者」という。）には、特定通知書により通知する。

(5) 業務提案書が特定されなかった者に関する事項

- ア 業務提案書が特定されなかった者（以下「非特定者」という。）には、非特定通知書により通知する。
- イ 非特定者は、非特定理由の説明を求めることができる。非特定理由の説明を求める場合は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面（様式任意）により3の提出先に電子メールで提出すること。
- ウ 非特定理由に関する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して、7日以内に書面により行う。

## 10 業務委託の契約

- (1) 特定者と1(4)に示した金額の範囲内で、本業務を随意契約により委託する。
- (2) 資料2「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想策定支援業務委託契約書（案）」により、契約書の作成を要する。

## 11 支払条件

業務委託契約書によるとともに、資料3「支払条件書」による。

## 12 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び非選定者は、業務提案書を提出することはできない。
- (2) 参加表明書及び業務提案書の作成並びにヒアリングに要する費用は、その作成等をする者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び業務提案書は、公表しない。
- (4) 提出された参加表明書及び業務提案書は、その提出者に返却しない。  
なお、提出された業務提案書は、その特定以外の目的で、その提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された参加表明書の記載内容の変更は認めない。ただし、病欠、死亡、退職等のやむを得ない事由により、配置予定者の変更を行う場合には、変更後の配置予定者が変更前の配置予定者と同等以上の経験を有する者であるとあらかじめ栃木県の了解を得たときは、この限りではない。
- (6) 提出された業務提案書の記載内容の変更は認めない。
- (7) 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、辞退届（様式任意）を電子メールにより、3の提出先に提出すること。
- (8) 業務提案書の特定後、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するため、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 提出された参加表明書及び業務提案書の記載内容に虚偽があったときは、その参加表明書及び業務提案書を無効とするとともに、入札参加者資格の指名停止を行うことがある。
- (10) 特定者の辞退があった場合には、次点の業務提案書を特定し、その提出者に対し、特定通知書を通知する。
- (11) 公平性、透明性及び客観性を確保するため、審議結果は公表する。

別表1 プロポーザル実施に係る主な日程

参加募集及び質疑受付開始	令和5(2023)年4月12日(水)
質疑受付終了	令和5(2023)年4月19日(水)午後5時
質疑への回答期限	令和5(2023)年4月21日(金)
参加表明書の提出期限	令和5(2023)年5月8日(月)午後5時
業務提案書提出者選定通知	令和5(2023)年5月10日(水)
業務提案書の提出期限	令和5(2023)年5月31日(水)午後5時
業務提案書に係るヒアリング	令和5(2023)年6月上旬
業務提案書特定通知	令和5(2023)年6月上旬
契約の締結	令和5(2023)年6月下旬
業務の完了	令和6(2024)年12月13日(金)

別表2 業務提案書の提出者の選定に係る評価項目等

区分	評価項目		評価基準		配点	
			発注主体	規模	4点	8点
1 事業者の 業務実績	過去15年間の同種業務(美術館)の実績(件数)		2点	2点	4点	8点
	過去15年間の同種業務(図書館)の実績(件数)		2点	2点		
2 配置予定 者の業務 実績	業務 責任者	過去15年間の同種業務(美術館)の実績(件数)	2点	2点	4点	16点
		過去15年間の同種業務(図書館)の実績(件数)	2点	2点		
	業務 担当者 (代表 担当者)	過去15年間の同種業務(美術館)の実績(件数)	2点	2点	4点	
		過去15年間の同種業務(図書館)の実績(件数)	2点	2点		
合計					24点	

別表3 業務提案書の特定に係る評価項目等

区分	評価項目		評価基準		配点	
1 事業者の 業務実績	過去15年間の同種業務(美術館)の実績(件数)		発注主体	2点	4点	8点
			規模	2点		
過去15年間の同種業務(図書館)の実績(件数)		発注主体	2点	4点		
		規模	2点			
2 配置予定 者の業務 実績	業務 責任者	過去15年間の同種業務(美術館)の実績(件数)	発注主体	2点	4点	16点
				規模		
	過去15年間の同種業務(図書館)の実績(件数)		発注主体	2点	4点	
			規模	2点		
業務 担当者 (代表 担当者)	過去15年間の同種業務(美術館)の実績(件数)	発注主体	2点	4点		
			規模		2点	
過去15年間の同種業務(図書館)の実績(件数)			発注主体	2点	4点	
			規模	2点		
3 業務の実 施手法	実施方針	取組体制、強み、業務方針、実施手順、工程計画、 その他の業務実施上の創意工夫等	業務への理解度	8点	24点	
			実施手順の明確性	8点		
			工程計画の妥当性	8点		
	特定 テーマ	テーマ① 時代の趨勢を踏まえつつ、将来にわたり長く県民 に愛され、誰もが誇りに思える施設とするために必要 と考える事項について	的確性	8点	24点	
			実現性	8点		
			独自性	8点		
		テーマ② 県立美術館、図書館及び文書館を整備し、各施設 の連携や相乗効果を高める上で必要と考える事項 について	的確性	8点	24点	
			実現性	8点		
			独自性	8点		
		テーマ③ 県民及び利用者等の意見やアイデアを効果的に 聴取する上で必要と考える事項について	的確性	8点	24点	
実現性			8点			
独自性			8点			
その他		質疑応答結果	4点	4点		
合計					124点	